

令和5年度第2回かずさ水道広域連合企業団水道審議会会議録

日時 令和5年8月22日（火） 午後2時00分 から 午後2時45分 まで

場所 かずさ水道広域連合企業団新田庁舎3階 大会議室

出席委員

学識経験者 太田会長、丸山副会長、北野委員

水道の利用者 青木委員、森川委員、影山委員、前田委員、赤井委員、森田委員、川口委員、
篠原委員、山田委員
(以上12名)

事務局出席者 鈴木事務局長、片岡技師長、鈴木総務課長、佐野企画財政課長、
正畑計画課長、花澤業務課長、田嶋経理課長、齊藤用水供給課長、
中村工務課長、鈴木施設管理課長、一色計画課副課長、鶴岡企画財政班長、
保田企画財政課主査、本吉企画財政課副主査、若松企画財政課副主査、
池田企画財政課主事、他関係職員

◆ ◇ ◆ 配付物の確認等 ◆ ◇ ◆

【事務局】 最初に、事前にご送付いたしました「答申書（案）」でございますが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

次に、テーブルに次第、座席表、「給水原価と供給単価について」、「通勤経路確認票」を置いてありますが、「通勤経路確認票」は、本日会場までお越しいただいた方法を記載いただくものです。

審議会終了後、退席時に出口付近で回収させていただきますので、お時間のある時にご記入していただきますよう、お願いいたします。

本日の会議につきましては、マイクを使用し、着座にて説明及び質疑応答とさせていただきます。

質疑を行う場合は挙手のうえ、会長が指名しますのでマイクを受け取り、お名前を名乗ってからお話しください。

また、出席者のお名前、会議の要点をまとめた議事録等を作成し、会長、副会長にご確認いただいたあとにホームページで公開させていただきます。

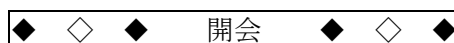
なお、議事録等の作成のため、本日の会議を録音させていただいておりますので、併せてご了承願います。

ここで、ご報告をいたします。

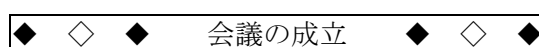
本日の審議会には、5名の傍聴者がおられます。

別室にてオンライン視聴で傍聴しております。

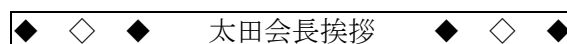
また本日、当審議会の状況を、業界専門紙である日本水道新聞社が取材に来られております。
写真撮影を行う場合もありますのでご了承ください。



【事務局】 それでは、ただ今から令和5年度第2回かずさ水道広域連合企業団水道審議会を開催いたします。



【事務局】 かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ会議の開催ができないこととされておりますが、本日の出席委員数は12名でありますので、会議は成立しております。



【事務局】 はじめに、太田会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。
太田会長、お願いいたします。

【会長】 皆さんこんにちは。会長を仰せつかっています太田でございます。連日の猛暑の中お越しいただきましてありがとうございます。

第1回の審議会で、この間の経緯あるいは今回の審議会でのテーマなどにつきまして事務局から縷々説明がございました。

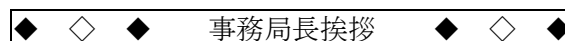
ご案内のとおり、当企業団は平成31年に発足しましたが、用水供給事業と各ご家庭に水を給水する末端給水事業、これの垂直統合と、末端給水事業体4市の水平統合とのクロス統合により生まれた企業団でございます。課題は企業団がこういう形で誕生して以降、これをどういうふう
に持続可能な形で運営をしていけるのかという事が企業団発足後問われてきましたが、その鍵となるものが経営基盤であり料金だと思います。

この料金につきましては、これも前回ご案内のとおり今回は令和6年の料金改定に向けたご審議でございますけれども、これは令和11年の料金統一に向けた前段の料金改定という事で、そういう点では正に事業統合といったものの可能性が試される、そこに向けての前段の改定作業と言うことになろうかと思えます。

そういう点では単に来年度の料金改定という事だけではなく、もともとの終着点といいますか、少なくとも企業団として自立した経営が確立できるための料金統一に向けた正にその前段と

しての取組だという事で、是非そうした所に向けて万全の態勢ができますようにご審議をよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。



【事務局】 続きまして、鈴木事務局長からご挨拶いたします。

鈴木事務局長、お願いします。

【事務局長】 企業団事務局長の鈴木でございます。本日はお暑い中、木更津の地までお越しいただきましてありがとうございます。一言ご挨拶させていただきます。

皆様方には、日頃より私共かずさ水道事業に格別のご理解、ご協力を賜りまして、心より御礼申し上げる次第であります。

先日、8月8日には太田会長のお話にもありましたが第1回水道審議会を開催していただいた中で「水道料金改定について」の諮問をさせていただきました。その中で、それぞれのお立場から貴重なご意見をいただき、様々な議論を重ねていただきましたこと、ありがとうございます。

私の方から、一つ最近のトピックスについてお話しさせていただきます。

連日、今日も少し雨は降りましたが猛暑という事の中で、報道で台風の話と併せて水不足の話が結構されているかなと思います。特に当企業団では使っておりませんが、利根川水系において貯水率が低下しているとか、東京都知事さんが節水を呼びかけるなど大きなニュースになっています。

私共かずさ水道の水源につきましては、亀山ダム・片倉ダムという小櫃川の上流にダムがありまして、そちらのダム事務所に今日の朝の段階で確認しましたところ、概ね67%の貯水率であるという事、農業用水にも使っており、新潟では稲枯れの話が出ておりますが、小櫃川周辺では水田がたくさんありますが、今週末ぐらいで農業用水の使用が終わるという事で、現状すぐには水不足という様な事にはならないのかなと思っております。ただ、当企業団においても貯水率に注視していかなければなりませんし、せっかく作った水ですので、無理のない範囲で大事に使っていただきたいと、こういう状況でも平時でも住民の方にお話ししていけたらと思っています。

かずさ水道はいろいろな課題を抱えているわけですが、料金もその中の大きな課題の一つであります。

本日は、太田会長より提案の答申書（案）を中心に議論をしていただくことになると思いますので、前回同様忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

【事務局】 続きまして、議題に入らせていただきます。

水道審議会条例第6条第1項の規定により、太田会長に議長をお願いいたします。

◆ ◇ ◆ 議題 水道料金改定について ◆ ◇ ◆

【議長】 それでは議長を務めさせていただきます。

議題の水道料金改定についてですが、第1回水道審議会を欠席された委員の皆様もおられますので、おさらいとして前回の審議内容を事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【企画財政課長】 8月8日に実施した水道審議会においてご説明させていただいた内容と被りますが、先日出席されていない委員もおいでになられることから改めて概要をご説明いたします。

はじめに、「かずさ水道広域連合企業団 広域連合ビジョンの概要（素案）」をご覧ください。

この「水道事業ビジョン」とは、厚生労働省が水道事業者等の取組を推進するために作成が推奨されているもので、水道における現状の評価と課題、将来の事業環境、目標設定及び実現方策等を示すものでございます。

現在、かずさ水道広域連合企業団は、平成29年10月に作成された「君津地域水道事業統合広域化基本計画」を「水道事業ビジョン」として位置付け、事業を進めております。

この統合広域化基本計画の中で、「令和6年までに、事業の進捗状況を踏まえ、水道用水供給事業と水道事業を一体とした経営と運営を図るために「広域連合ビジョン」を策定し、情勢の変化に対応する」こととされております。

なお、現在の基本計画は、計画期間を統合から20年間の令和20年度までとしており、基本計画の考え方に変更はありませんが、物価等で事情が変わった部分について財政シミュレーションにおいて新たな収支計画を作成し、それに沿って事業を進めていくものです。

現在、令和6年3月に予定している広域連合ビジョンの策定・公表に向けて作業を進めているところでございますが、本日はそのビジョンの概要版の素案につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料の説明ですが、大事なところをピックアップしてご説明いたします。

はじめに資料左側中段の「3 現状と課題」でございます。

現状と課題を「基本計画の進捗状況（課題の整理）」、「水道を取り巻く環境の変化」、「将来見通し（給水人口及び給水人口の減少）」の2つの視点から記載しております。

その中で、「基本計画の進捗状況（課題の整理）」では「モノ」、「ヒト」、「カネ」の項目ごとに整理し、施設（モノ）～【安定給水の危機】の解消に向けて～として老朽管の更新、及び施設の老朽化についてを「②〈管理体制（ヒト）～【技術継承の危機】の解消に向けて～）」として、専門技術を継承し、事業を継続するため、今後も知識や技術力を十分備えた企業団正職員の

育成の必要性、及びセグメント会計などにより運営が非効率になっていることを「③〈料金 費用 財源（カネ）～【経営の危機】の解消に向けて～）」として、漏水事故による 修繕費用など計画外の費用の発生により、四市合計では、計画値と比して増加傾向が続くことを記載しております。

次に、「(2) 水道を取り巻く環境の変化」ですが、「大規模な自然災害、漏水事故」、及び「物価上昇における費用の増加」の2点で整理しております。

次に、「(3) 将来見通しについて（給水人口及び有収水量の減少）」ですが、「給水人口」と、「有収水量」とともに30年間で約13%減少する見込みであることとして整理しております。

2ページ目をお開きください。

「4 基本理念、施策の展開」でございます。

安心できる水を提供するとともに、50年後、100年後の未来を見据えて、安全で強靱な水道を次世代へ継承し、持続可能な水道を目指すため、「安心できる かずさの水を 次世代へ」を基本理念に掲げ、「現状と課題」の整理を行った上で、赤で囲っている「強靱【災害に強い水道施設】」、青で囲っている「安全【安心安全な水】」、緑で囲っている「持続【持続可能な経営】」の項目ごとに施策を定め、事業を推進してまいります。

それぞれの施策目標、実現施策については、記載のとおりでございます。

続いて右側のページをご覧ください。

「5 財政シミュレーション」でございます。

本広域連合ビジョンで掲げた実現施策を着実に推進していくために、必要な経費と財源を踏まえた財政収支見通しを水道事業、水道用水供給事業それぞれに策定し、計画的に実施することで安定的な経営を維持していくため、本計画期間である令和6年度から令和15年度までのうち、今回の概要版の素案では令和10年度までの5年間の財政シミュレーションをご提示させていただいております。

なお、財政シミュレーションは、事業量を統合の効果を最大限に活かすべく基本計画の100%とし、先日諮問をさせていただいた料金改定を見込んで作成したものです。

それぞれのシミュレーション結果については資料に記載のとおりです。

なお、本財政収支見通しにつきましては、5年に一度見直しを行う予定で、令和11年度の料金統一時には物価上昇等の状況を加味して改めてシミュレーションを行う予定でございます。

広域連合ビジョンの説明は、以上でございます。

続きまして「水道料金の改定について」をご説明いたします。

資料「水道料金の改定について」をご覧ください。

第1回の水道審議会の冒頭で「水道料金改定」について諮問を行いました。その説明となります。

まず、1の「水道料金改定に至る経緯・必要性」について説明します。

3ページをお開きください。

平成29年10月に策定した「君津地域水道事業統合広域化基本計画」では、平成31年4月の事業統合時の水道料金統一が実質的に困難であるとし、統一のプロセスとして、令和6年度に、木更津市域の水道料金を据え置き、君津・富津・袖ケ浦市域の水道料金を引き上げた上で、

交付金による事業の終了直後である令和11年度の統一を目標といたしました。この考え方に基づき改定案の検討を行い、改定方針をまとめたものでございます。

4ページをお開きください。(2) 水道料金の検討条件についてです。かずさ水道広域連合企業団を設立するにあたり作成した、「かずさ水道広域連合企業団広域計画」に基づき、記載の7つの条件により検討いたしました。

5ページをお開きください。(3) 料金改定の必要性についてです。

6ページから9ページにかずさ4市のそれぞれの現状の収支見通しを掲載しておりますが、料金改定を行わない場合の、令和10年度までの収支見通しを試算したところ、君津市域、富津市域及び袖ヶ浦市域では、収益的収支で赤字を計上し、繰越留保資金も、水道事業の運営に必要な額を確保できなくなる見込みでございます。

12ページをお開きください。続きまして、④ 事業統合のメリット活用と経営努力の推進についてですが、事業統合のメリットについては、国の統合広域化交付金を活用、水道施設の統廃合、市域にとらわれない災害対応などがあげられ、経営努力の推進については、1つ目として事業費の経費節減のため様々な取り組みを行っていること、2つ目として、民間企業への業務委託拡充及び集約化を行っているところです。

15ページをご覧ください。料金改定実施時期についてですが、国の交付金制度を最大限活用し、老朽化した水道施設の更新を基本計画に沿って進める中、水需要の減少に伴う水道料金収入の減少や物価高騰による更なる費用の増加が、今後も見込まれております。君津市域、富津市域及び袖ヶ浦市域の3市域については、現行料金のままでは、経営努力を行ったとしても、損益収支又は繰越留保資金が、いずれの市も令和6年度から基準を下回ることから、令和6年4月1日に料金改定を実施することとしたいと考えております。

16ページを開きください。近年の大規模な自然災害、漏水事故への対応や物価上昇など、基本計画策定時には見込んでいなかった費用が増加しております。現在策定中の広域連合ビジョンにおいて、財政シミュレーションの再検討を行いました。詳細は17ページにございます。

まずは、① 資本的収支です。資本的収支においては、基本計画で予定している事業量を着実に進めていくための事業費を計上しております。その結果、物価上昇により工事単価が上昇していることから事業費が増加いたしました。また、この事業費の増加に伴い、連動して企業債借入額及び企業債残高も増加しております。

次に、② 収益的収支です。収益的収支においては、事業費の伸びに伴い減価償却費が増加しております。また、労務単価や電気料金等の上昇、統合広域化に伴うサービス内容の拡充等により委託料が増加した結果、費用全体としても増加しております。

18ページをご覧ください。続きまして、(3) 供給単価及び平均改定率についてです。

資本的支出の事業費や、収益的支出の水道事業費用等が増加したことにより、損益収支の黒字と繰越留保資金が減少することとなりました。この減少分を確保するために必要な新たな水道料金、改定後の水道料金においては、供給単価及び平均改定率ともに基本計画より増加することとなりました。そのため、3市では市民負担の軽減を図るべく、営業助成補助を検討しているところです。これは、水道料金収入以外の営業助成補助金などの収入があれば、供給単価を下げるができるためです。

なお、営業助成補助金の額については3市とそれぞれ調整中で、営業助成補助金を加味した供給単価及び平均改定率はあくまで、参考数値となっております。各市域の供給単価、平均改定率については、18ページから19ページに記載のとおりです。「営業助成補助なし」が本来必要な供給単価で、「営業助成補助あり」が各市からの営業助成補助を入れた後の今回改定しようとする供給単価、平均改定率となっております。

20ページをお開きください。(4) 3市域の料金改定後の収支見通しについてです。

料金改定後は3市域とも料金算定期間の5年間を通じて損益収支の黒字を確保し、繰越留保資金も水道事業の運営に必要な額を確保できる見込みとなっております。各市の状況は21ページから23ページのとおりです。

24ページをお開きください。次に、(5) 3市域の口径別料金イメージについてですが、24ページから26ページに各市の料金イメージを掲載しております。

いずれの市においても、左の表は本来必要な平均改定率のイメージとなっており、右の表は、営業助成補助金を加味した平均改定率で算出したものとなっております。

こちらのイメージは、単純に現行料金に平均改定率をかけて算出した、あくまでイメージの比較表となっております。実際には、メーター口径ごと、水量ごとに基本料金と水量料金の単価を検討していくため、これらの表とは異なる増加額となります。あくまでイメージということでご理解いただければと思います。

27ページをお開きください。(6) 料金表の作成方針についてです。

まずは、① 全体方針でございます。令和11年度を目標としている料金統一時において、経営基盤の強化に資する、かずさ水道広域連合企業団が考える理想の料金体系の構築を目指します。まずは、安定的な収益を確保するため、水道料金収入全体に占める基本料金の比率を高めていくことといたします。ただし、基本料金の比率を急激に高めると、一般家庭の利用者、特に、現在水道の使用量が少ない方への影響が多くなることから、この比率について、今後の改定も含めまして、徐々に引き上げていきたいと考えております。

続いて、現在の大口径の使用水量の減少傾向や地下水・井戸水への転換の流れなどを考えると、小口径の水量料金にも広く薄く負担を求めていると考えております。

なお、今回、料金改定を予定する3市域は、現行料金体系は大きく変更せず、料金統一を見据えた単価の改定を行うこととしたいと考えておりますので、現在の市域ごとの体系を活かしつつ、口径や水量によって極端な料金の上昇が起こらないよう工夫してまいります。現在、4市域の料金体系は別々の表を使っておりますので、統一の際はどこかで影響が生じてしまいます。今回の改定では、負担感の増加をできるだけ少なくするための、前段階の調整という側面も踏まえ、料金表を作成してまいります。

28ページから30ページに市域ごとの作成方針について記載しております。

31ページをお開きください。(7) 会議の検討経過と今後のスケジュールについてです。

これまでの検討経過は記載のとおりです。

続いて、今後のスケジュールについても記載の通りですが、平均改定率に基づいた料金表改定を反映した、水道事業給水条例改正案を11月の議会定例会に上程し、議決後には、広域連合ビジョンについて住民説明会の開催を予定しており、そこで水道料金改定についても併せて説明す

る予定です。翌年の令和6年1月には、かずさ水道広報紙料金改定特集号で利用者の皆様に改めて周知を行い、令和6年4月1日の水道事業給水条例施行、新料金適用を迎えたいと考えております。以上で水道料金改定についての諮問に対する説明を終了します。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。前回の審議内容の概要説明が終わりました。

これは前回審議済みでございますので、審議については省略させていただきます。

それでは、前回の審議の際に提出をお願いしました「給水原価と供給単価について」あらためて説明をお願いします。

【企画財政課長】 それでは、「給水原価と供給単価について」ご説明いたします。

本日お手元に配布しております「給水原価と供給単価について（令和6年度～令和10年度）」、及び先日の資料を抜粋した（3）供給単価及び平均改定率をご覧ください。

まず、前回の水道審議会でも説明しておりますとおり、当企業団ではセグメント会計を採用しており、4市の市域ごとに水道料金や費用を算定しております。従って、4市合計の欄の数値につきましては、参考数値ということでご覧いただければと思います。

それでは、それぞれの数値について説明いたします。

まず、供給単価についてですが、これは水道水1立方メートル当たりの販売価格のことです。

君津市域、富津市域及び袖ケ浦市域については、本日お配りした資料「（3）供給単価及び平均改定率」に丸がつけてありますが、君津市域は302.63円、富津市域は352.46円、袖ケ浦市域は256.14円です。また、木更津市域は直近の令和4年度決算見込値を使用し、238.18円としています。

次に、給水原価についてですが、これは水道水1立方メートル当たりの生産原価のことです。

令和6年度から令和10年度までの平均値となりますが、木更津市域は255.65円、君津市域は319.74円、富津市域は384.61円、袖ケ浦市域は264.01円です。

表で記載しておりますとおり、いずれの市域においても給水原価が供給単価を上回っており、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況となっております。

これは、「市からの営業助成補助金」によって供給単価を引き下げているほか、市域によっては宅地開発等により営業外収益である加入負担金等の収入があることにより、結果として「給水収益以外の収入」が多くなっている状況であり、経営的には問題ないと考えております。

市域ごとに説明しますと、君津市域では、供給単価は302.63円となっておりますが、営業助成補助なしの場合の供給単価は321.16円であり、給水原価の319.74円より上回ることから、費用を賄えることとなります。すなわち、本来の試算では給水原価を上回る給水単価で設定したところ、水道料金の上昇幅を抑えるために市から営業助成補助金を入れたことにより供給単価が下がり、給水原価を下回るものです。

富津市域についても同様の理由により下回っているものです。

袖ケ浦市域については同様の理由と、加入負担金収入により賄うものです。今回料金改定を行わない木更津市域については、加入負担金収入により賄うものでございます。

「給水原価と供給単価について」の説明は以上となります。

【議長】 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご質問等がありましたらお願いします。前回、委員が提起したのですがよろしいですか。委員の皆さん特に無ければ次に移らせていただきます。

「無し」の声あり

【議長】 ご確認いただきました。今日の本題になりますが、第1回審議会で諮問書を受け取りましたが、諮問に基づく答申書（案）を私からお示しをさせていただきたいと思います。

お手元に答申書（案）という文書があると思いますが、こちらの方をお開き頂きたいと存じます。答申書でございますので、後から若干説明をいたしますけど、まずは全文を読み上げて最初に提起させていただきたいと思います。

現行の水道料金については、木更津市域では平成16年7月、君津市域では平成28年4月、富津市域及び袖ヶ浦市域では平成31年2月に料金改定を実施し、平成31年4月の事業統合後も各市域の料金体系を維持しつつ水道事業経営がなされてきた。

事業統合後も、引き続き様々な経費節減がなされてきているものの、物価上昇等により事業費が大幅に増加している一方、将来的には給水人口の減少が見込まれ、さらに節水機器の普及や生活スタイルの変化などにより水需要は減少傾向にあり、安定した料金収入の確保が難しい状況となってきた。よって、今後は水道事業の経営が極めて困難になるものと予測される。

そこで、この度かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長より諮問を受けた「料金改定について」は、審議会において慎重に検討した結果、次のとおりであると判断し答申する。

1. 水道使用水量は、経済や社会の状況に大きく左右されるが、現状は減少傾向にあることから、現行の料金体系では安定した経営を行うために必要な料金収入を見込めないものである。

2. 老朽管の更新・耐震化に伴う更新事業費や浄水・配水施設整備費等の設備投資については、安全で安定した水道水の供給確保を目的とした必要経費として、企業経営上必要なものである。

3. 事業運営に当たっては、各構成団体で検討されている「営業助成補助」を踏まえつつ、地方公営企業法に基づく受益者負担の原則に則った適正な利用者負担の検討が必要である。

以上の検討結果と、各市域の前回の料金改定から5年以上経過していることを考慮すると、水道事業の経営を維持するに当たっては、令和6年4月1日の料金改定はやむを得ないものであり、水道事業を安定的に経営するために必要な平均改定率は、君津市域で23.10%、富津市域で26.15%、袖ヶ浦市域で11.01%であると判断する。

その上で、3市の一般会計から営業助成補助金を繰り入れることにより、平均改定率を君津市域で16.00%、富津市域で13.07%、袖ヶ浦市域で9.84%まで抑える方針で調整しており、利用者の生活負担の軽減に資することができるものと考えている。

料金表の作成方針については、令和11年度の4市域の料金統一を見据えるとともに、将来にわたって安定的な収益を確保することを目標に定めることは妥当であると判断する。

なお、これからの企業団経営については、地方公営企業として求められる経営努力を引き続き継続するとともに、これを踏まえた健全経営に努め、安全で安定した水道水の供給に万全を期することが望まれる。また、料金改定は市民生活に多大な影響を与えることから、利用者の理解を十分得るよう広報・広聴活動等による周知に努めるよう申し添える。

以上でございます。

このことについては、先ほど統合の基本計画に則ったご説明がありましたけども、特に先ほど説明があった「水道料金の改定について」の資料27ページに「料金表の作成方針について」という事で、全体方針の要点がまとまっておりますが、それに基づくものとご理解を頂ければと思います。あとは他の事業体と比べて特筆すべき事は、いわゆる経営補助金というもので、端的に言うと言表がよくないのですが「赤字補填」的な経営を下支えする、そうした一般会計などからの繰入金が見込まれているという事で、これが他の水道事業体では余り例を見ないもので、かずさ水道企業団の構成団体がかなり思い切って経営基盤を支えるという意思の表れとして受け止める事が出来るだろうと言えます。そうしたことを含めて、是非ご審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

該当箇所については、段落をおっしゃっていただいて、内容についても文言表現についてもご指摘を頂ければと存じます。

【委員】 答申書のこの個所という事ではなく、全体的な感想という事で発言させていただきます。

最初に料金改定の話聞いたときに、現在の物価上昇をしている中で料金改定は非常に厳しいものがあるなと感じました。しかしながら、公営企業会計が独立採算制を基本とする中で、第1回目の審議会の説明を受け、本日も丁寧な説明を受けましたが、将来の給水人口の減少、そして水道水の安定供給の確保のための事業費については、物価上昇等により大幅に増加している現状もあると認識しました。

一方、4条収支、資本的収支ですね、その中国庫補助金については統合効果が十分に生かされ、また、会長が言われました今回の料金改定の対象となる3市の一般会計からの営業助成補助金が支出されることによって、抑制された水道料金改定が行われ、かなり努力されているという事が伺えました。

よって、これらと資料による財政シミュレーションの結果を含めまして判断させていただきますと、答申案のとおり料金改定についてはやむを得ないと私は感じたところです。

なお、前回の審議会で質問させていただいたのですが、住民説明会を実施するという事で、具体的な事はこれから調整するという事でしたが、これお願いになるのですが、水道事業というのは非常に専門性が高いところがございます、住民説明の中で分かり易く、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上、私の感想とお願いということでよろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。十分にこれまでの状況あるいは企業団の現状を踏まえた上での、高いところに立ったご判断あるいは感想をありがとうございます。また、最後に特にという

事で要請がございました住民説明については、一にも二にも分かり易く丁寧に対応いただきたいという事で、これは私の方からも併せてお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

【議長】 他にございますでしょうか。特によろしいですか。それではご異議がなければ答申書（案）をお認めいただいたという事で確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【議長】 それでは答申書（案）の案を削除いただきまして、第2回水道審議会で答申書として認めていくという事にさせていただきます。

それではこれ以上ご質問が無いという事で、第3回審議会で最終的に確定版として答申をしていきたいと存じます。よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

【議長】 ありがとうございます。それでは本日の答申書（案）を第2回でお認めいただいたことを踏まえて、第3回審議会で確定をするという事で進めさせていただきます。以上で本日の議題はすべて終了となりました。全体を通して言い残した事等がございますでしょうか。

それでは、これにて議長の職を解かせていただきます。

円滑な会議の進行にご協力いただき、また、引き続き第3回審議会に向けご協力を賜りたいと存じます。どうもありがとうございました。

◆ ◇ ◆ その他 ◆ ◇ ◆

【事務局】 太田会長ありがとうございました。

続きまして、次第の5その他でございますが、第3回審議会につきまして報告させていただきます。8月31日木曜日の午後2時から第3回審議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

◆ ◇ ◆ 閉会 ◆ ◇ ◆

【事務局】 以上で、令和5年度第2回かずさ水道広域連合企業団水道審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。